

(大臣官房審議官) 外務事務官 堤 功一

(在デュッセルドルフ日本国) 外務事務官 大和田 恵朗  
総領事館 総領事 (在ロス・アンジエルス日本国)

國安正昭

(在ロス・アンジエルス日本国) 外務事務官 荒船清彦  
総領事館 総領事 (在スリランカ)

特命全権大使に任命する (以上五月二十七日付)

右のとおり発令を願います。

平成四年五月二十一日

外務省

外務大臣 渡辺美智雄



内閣総理大臣 宮澤喜一 殿

おつて、堤大使にはハンガリー国駐箚、数原大使にはナイジ  
エリア国駐箚、大和田大使にはクウェイト国駐箚、國安大使に  
はスリ・ランカ国駐箚、荒船大使にはニカラグア国駐箚をそれ  
ぞれ命ずるものであります。

## 履歴書

つづみ

こう

いち

昭和八年一月三日生

年号	月日	任免	賞罰	等	序名
昭二九	一〇一五	外交官領事官採用試験合格			
三〇	三二八	東京大學教養學部教養學科卒業			
		外務事務官に任命する			
		歐米局第一課勤務を命ずる			
		在アメリカ合衆国日本国大使館在勤を命ずる			
		在タイ日本国大使館在勤を命ずる			
		在カナダ日本国大使館在勤を命ずる			
		三等書記官を命ずる			
		二等書記官を命ずる			
		一等書記官を命ずる			
		在カナダ日本国大使館在勤を命ずる			
		国際連合局政治課勤務を命ずる			
		国際連合局科学課長を命ずる			
		在フィリピン日本国大使館在勤を命ずる			
四九	四七	四五	四三	四二	四〇
八一五	七一	一六二二	七一九	四二	一



履歷書

本籍

か  
數す  
原はら  
幸たか  
憲のり

旧姓名

昭和一〇年二月一一日生

年号	月日	任免	賞罰	等	序名
昭三四	九二六	外務公務員採用上級試験合格			
三五	三	東京大学法学部卒業			
四一	八一六	外務事務官に任命する	大臣官房勤務を命ずる		
四八	七九	在連合王国日本國大使館在勤を命ずる	在外交官補を命ずる		
四六	七一五	在ユーロースラヴィア日本國大使館在勤を命ずる			
四三	四一	在通商産業事務官に任命する	大臣官房勤務を命ずる		
四二	一	在通商局勤務を命ずる	勤務を命ずる		
四一	一	在外務事務官に任命する	通商産業事務官に任命する		
四〇	一	在國際連合局政治課勤務を命ずる	外務事務官に任命する		
三九	一	在國際連合日本政府代表部在勤を命ずる	通商局勤務を命ずる		
三八	一	在二等書記官を命ずる	外務事務官に任命する		
三七	一	在大蔵事務官に任命する	國際連合局政治課勤務を命ずる		
三六	一	在外務事務官に任命する	國際連合日本政府代表部在勤を命ずる		
三五	一	在主計局勤務を命ずる	大蔵事務官に任命する		
三四	一	在外務事務官に任命する	大蔵事務官に任命する		
三三	一	在アジア局南東アジア第一課勤務を命ずる	外務事務官に任命する		
三二	一	在アシアナ局南東アシア第一課勤務を命ずる	アシアナ局南東アシア第一課勤務を命ずる		

五〇	一、二〇	国際連合局勤務を命ずる（軍縮室長）	する
五一	八、一六	在インドネシア日本国大使館在勤を命ずる	
五二	四、一	参事官を命ずる	
五三	七、一〇	在スウェーデン日本国大使館に配置換する	
五四	六、一	在インド日本国大使館に配置換する	
五八	二、一	大臣官房在外公館諜長に配置換する	
六〇	一、三一	辞職を承認する	
六一	八、二〇	国際協力事業団職員に採用する	
六二	八、二一	青年海外協力隊事務局長を命ずる	
昭六二	八、二一	外務事務官（在オーストリア日本国大使館）に採用する	
平元	一一、一六	参事官を命ずる	
二一	五	オーストリア国駕駕特命全權大使を補佐し在ウィーン国際機関の事務に従事する期間大使の名称を与える	
六		大臣官房に配置換する	
		辞職を承認する	
		国際協力事業団理事に任命する	

# 履歴書

本籍

大和田のりあき

旧姓名

昭和一二年六月七日生

年号	月日	任免	賞罰	等	序名
昭三六	九二〇	外務公務員採用上級試験合格			
三七	三	東京大学法学部第二類卒業			
四一	八一五	外務事務官に任命する			
四〇	五一	外交官補を命ずる			
四二	八二一	条約局勤務を命ずる			
四四	一二七	在ドイツ日本国大使館在勤を命ずる			
四五	二九	在オーストリア日本国大使館在勤を命ずる			
四七	二二	在ドイツ民主共和国日本国大使館在勤を命ずる			
四八	二一	アメリカ局調査官に昇任させる			
五二	一〇一	二等書記官を命ずる			
五〇	七一	一等書記官を命ずる			
一六二八	九一六	在ドイツ民主共和国日本国大使館在勤を命ずる			
		経済局書記官に配置換する			

五六 四六

在イラク日本国大使館に配置換する

五八 七八

参事官を命ずる

五九 九一

在ベルリン日本国総領事館に配置換する

る

領事を命ずる

六一 一

在ドイツ民主共和国日本国大使館に配

置換する

参事官を命ずる

六三 一

ドイツ民主共和国駐箚特命全權大使を

補佐しドイツ民主共和国に在勤する期

間公使の名称を与える

六三 一

在デュッセルドルフ日本国総領事館に

配置換する

外務省

昭六三

七一

総領事を命ずる

國 くに 安 やす 正 まさ 昭 あき

旧姓名

昭和一三年一月二七日生

年号	月日	任免	賞罰	等	序名
昭三六	九二〇	外務公務員採用上級試験合格			
三七	三	東京大学教養学部教養学科卒業			
四一		外務事務官に任命する			
八一五		条約局勤務を命ずる			
在アルゼンティン日本国大使館在勤を命ずる		外交官補を命ずる			
在スペイン日本国大使館在勤を命ずる					
在アルゼンティン日本国大使館在勤を命ずる					
三九	七二五	在アルゼンティン日本国大使館在勤を命ずる			
昭四〇	五一	三等書記官を命ずる			
四二	一、二五	中南米・移住局中南米課勤務を命ずる			
六一		中南米・移住局南米課勤務を命ずる(政令第一一五号)			
四三	六一五	アメリカ局南米課勤務を命ずる(法律第九九号及び政令第一六八号)			
四四	一、二七	アメリカ局中南米第一課勤務を命ずる			
四五	七二五	国際連合局専門機関課勤務を命ずる			
四六	一一一〇	国際連合日本政府代表部在勤を命ずる			
四七		二等書記官を命ずる			
四八	一〇一	一等書記官を命ずる			
五〇		在アルゼンティン日本国大使館在勤を			

外務省

五二	七一五	アメリカ局中南米第二課長に昇任させる
五三	二二〇	アメリカ局中南米第一課長に配置換する
五四	九三	国際連合局科学課長に配置換する
五六	一二〇	経済協力局経済協力第一課長に配置換する
五七	七二二	経済局調査官に配置換する
五八	一〇五	在ソヴィエト連邦日本国大使館に配置換する
五九	一二一五	在フィリピン日本国大使館に配置換する
六〇	一〇二八	在マニラ日本国総領事館に併任する
六一	一一	総領事を命ずる
六二	一	フィリピン国駐箇特命全權大使を補佐
六三	七一	斐フィリピン国に在勤する期間公使の
六四	八一	名称を与える
六五	二二八	大臣官房外務参事官に配置換する
六六	一	大臣官房外務参事官に配置換する
六七	七一	中南米局に併任する
六八	八一	大臣官房審議官に昇任させる
六九	二二八	中南米局に併任する
七〇	一	東京都理事に任命する
七一	二二八	外務長を命ずる
七二	一	辞職を承認する
七三	一	東京都理事に任命する

## 履歴書

本籍

荒 あら 船 ふね 清 きよ 彦 ひこ

旧姓名

昭和一三年九月七日生

年号	月日	任免	賞	罰	等	序名
昭三六	九二〇	外務公務員採用上級試験合格				
三七	三	東京大学法学部第二類卒業				
	四一	外務事務官に任命する				
		条約局勤務を命ずる				
三九	七八〇	在ナイジエリア連邦日本国大使館在勤				
	八一五	在連合王国日本国大使館在勤を命ずる				
		外交官補を命ずる				
昭四〇	五一	三等書記官を命ずる				
四一	八三	經濟局スターリング地域課勤務を命ず				
四四	一、二七	欧亜局西歐第二課勤務を命ずる				
四六	九一六	在アメリカ合衆国日本国大使館在勤を命ずる				
四八	一〇一	二等書記官を命ずる				
四九	一一〇	一等書記官を命ずる				
五一	一二一	大臣官房勤務を命ずる				
		大臣官房調査部企画課勤務を命ずる				
		大臣官房調査部勤務を命ずる				

五二	七一	大臣官房調査部（調査室長）に配置換する
五三	二六	歐亜局西歐第二課長に配置換する
五四	四二〇	在マレイシア日本国大使館に配置換する
五七	二二〇	在連合王国日本国大使館に配置換する
五八	二一	在ドイツ連邦共和国日本国大使館に配置換する
六〇	六二六	大臣官房外務参事官に配置換する
六一	六二三	大臣官房領事移住部に併任する
昭六三	六一五	大臣官房付に配置換する
平元	二一〇	外務事務官（大臣官房審議官）に転任させる
二二	二四	国際連合局に併任する
		在ロス・アンジェルス日本国総領事館に配置換する
		総領事を命ずる

外務省

## 閣議説明メモ

閣議日 5月26日(火)

発令日 5月27日(水)

特命全権大使に任命する

(1) ハンガリー国駐箚を命ずる

外務事務官(大臣官房審議官)

堤 功一

ハンガリー国駐箚

堤 功一 関 栄二

4/5/10 命帰朝

(2) ナイジェリア国駐箚を命ずる

国際協力事業団理事

数 原 孝 憲

ナイジェリア国駐箚

数原 孝憲 黒河内 康

4/5/10 命帰朝

(3) クウェイト国駐箚を命ずる

外務事務官(在デュッセルドルフ日本国

大 和 田 恵 朗

総領事館総領事)

クウェイト国駐箚

大和田 恵朗 黒川 剛

4/4/24 帰国

4/5/13 免本官

(4) スリ・ランカ国駐箚を命ずる

東京都（外務長）

國 安 正 昭

スリ・ランカ国駐箚

國安 正昭

新田 勇

4/5/10 命帰朝

(5) ニカラグア国駐箚を命ずる

外務事務官（在ロス・アンジェルス日本国

荒 船 清 彦

総領事館総領事）

ニカラグア国駐箚

荒船 清彦

小西 芳三

4/1/17 免駐箚

4/3/3 免本官